

宮城県知事選挙・南三陸町長選挙 南三陸町議会議員一般選挙 についてのお知らせ

任期満了に伴う宮城県知事選挙・南三陸町長選挙・南三陸町議会議員一般選挙は、10月27日(日)が投開票日です。

それぞれの選挙における期日前投票を行うことができる期間、投票所施設等の詳しいことについて、別に配布しておりますチラシに掲載していますので、ご確認ください。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎46-1370



町民バスの臨時運行について

宮城県知事選挙・南三陸町長選挙・南三陸町議会議員一般選挙の投開票日に合わせ、10月26日(土)と27日(日)は、通常土日運休となる町民バスについて臨時運行します。運行時間・運行路線は平日と同様ですので、ご利用ください。

問い合わせ 企画課企画推進係 ☎46-1371

行政に関する困りごとはありますか? ～行政相談週間～

10月21日(月)から10月27日(日)までの1週間は「行政相談週間」です。

行政相談は、役所などの仕事に関して、困っていることや要望したいことについて、行政相談委員が相談に応じ、その解決のお手伝いをするものです。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

行政相談・人権相談・生活相談 合同相談会

各相談員が、行政、人権、生活等に関する相談に応じ、適切な助言を行います。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

◇日時 10月15日(火) 午前10時から午後3時

◇場所 歌津総合支所 2階会議室

問い合わせ 総務課総務法令係 ☎46-1370 歌津総合支所地域生活課 ☎36-2111

10月1日を基準日として住宅・土地統計調査を実施します

この調査は、全国の居住環境、耐震性・防火性といった住宅性能水準や省エネルギー対応住宅などの状況を把握するための基幹統計調査です。対象となった地域を調査員が訪問し、調査票の配布を行いますのでその際には、ご回答をお願いします。

問い合わせ 企画課企画推進係 ☎46-1371

町の第5次義援金の配分について

8月29日(木)に南三陸町災害義援金配分委員会を開催し、第5次配分基準を決定しました。

今回は、義援金残高状況から、住家に被害を受けた方に対する配分と震災孤児及び震災遺児に寄せられた特定の義援金の配分とさせていただきました。

義援金の振り込みについては、9月中に振り込んでおりますので、対象となる方はご確認ください。

配 分 区 分	対象数	第1次 配分額	第2次 配分額	第3次 配分額	第4次 配分額	今回の 配分額	合 計 配分額	
死 亡 ま た は 行 方 不 明	1人 当たり	824人	10万円	4万円	—	—	—	14万円
全 壊	1世帯 当たり	3,195世帯	10万円	4万円	3.6万円	—	2.7万円	20.3万円
大 規 模 半 壊	1世帯 当たり	90世帯	5万円	2万円	1.8万円	—	1.6万円	10.4万円
半 壊	1世帯 当たり	90世帯	5万円	2万円	1.8万円	—	1.6万円	10.4万円
震 災 孤 児	1人 当たり	8人	—	40万円	60万円	50万円	10万円	160万円
震 災 遺 児	1世帯 当たり	40世帯	—	20万円	12万円	10万円	4万円	46万円
高 齢 者 施 設 ・ 障 害 者 施 設 入 所 者 等	1人 当たり	11人	—	10万円	—	—	—	10万円

①義援金残高（8月27日現在） 95,027,354円

②内、震災孤児・孤児の支援を目的とする金額 2,488,027円

③国・県・町ともに、義援金受け入れ期限が平成26年3月末まで延長されています。

国(日赤等義援金受付団体分)及び県(災害対策本部)の義援金配分について

8月5日(月)に宮城県災害義援金配分委員会において、国(日赤等義援金受付団体分)の第5次配分基準及び県(災害対策本部)の第4次配分基準が決定されました。今回の配分基準は、次のとおりで、9月中に指定された口座へ振り込んでおりますので、対象となる方はご確認ください。

支 給 対 象	国(義援金受付団体) 分					県(災害対策本部) 分					
	第1次	第2次	第3次	第4次	今回の 配分額	合計額	第1次	第2次	第3次	今回の 配分額	合計額
人 的 被 害 (1人当たり)	死 亡 ・ 行 方 不 明	35万円	50万円	10万円	5万円	2万円	102万円	15万円	—	—	15万円
	災 害 障 害 見 舞 金 支 給 対 象 者			10万円		2万円	12万円	10万円			10万円
住 家 被 害 (1世帯当たり)	全 壊	35万円	50万円		7万円		92万円	10万円	5万円		15万円
	大 規 模 半 壊	18万円	47万円		5万円		70万円	7万円	3万円		10万円
	半 壊	18万円	27万円		3万円		48万円	2万円	3万円		5万円
津 波 浸 水 区 域 に お け る 住 家 被 害 (1世帯当たり) ※上記「住家被 害」に加算	全 壊			20万円	7万円	6万円	33万円		3万円	1万円	4万円
	大 規 模 半 壊			10万円	4万円	5万円	19万円		3万円		3万円
	半 壊			5万円	2万円	4万円	11万円		2万円		2万円
	仮設住宅未利用 世 带 (加 算)			10万円			10万円				
震 災 孤 児 (1人当たり)								50万円			50万円
母 子 ・ 父 子 世 带 (1世帯当たり)			10万円		5万円	15万円		20万円		1万円	21万円
高 齢 者 施 設 ・ 障 害 者 施 設 入 所 者 等 (1人当たり)			10万円		5万円	15万円		10万円		1万円	11万円

※津波浸水区域における住家被害世帯には、地震のみにより被災した世帯は含まれません。

問い合わせ 保健福祉課被災者支援係 ☎29-6451